

障がい者就労支援事業所が共同で行う施設・設備整備に対する支援について

平成 31 年度 島根県障がい福祉課

■ 目 的

就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）が単独で取組むことが困難な施設・設備整備に要する経費に対して補助金を交付し、障がい者の工賃水準の向上を図ります。

■ 事業の内容

ア 実施主体

- ・ B 型事業所が実施主体として知事が適当と認めた任意団体
（注）複数（2 以上）の B 型事業所が連携する任意団体等又は B 型事業所と他産業分野の事業所等が連携する任意団体等に限りま。

イ 補助の対象

- ① 参加する全ての B 型事業所が工賃向上計画を策定し、障がいのある利用者の工賃水準の向上に寄与する施設・設備整備であること
- ② 複数の B 型事業所が連携し事業を実施する場合、運営法人が全て同じではないこと
- ③ B 型事業所と他産業との連携の場合、相手方がグループ企業や団体等ではないこと
- ④ 協定書等で構成員の関係及び代表する B 型事業所を定め、当該事業所が交付申請を行うこと

ウ 対象経費

<施設整備>

- ・ 販売・作業スペースの新築・増改築・改装に要する経費
- ・ なお、事務室・食堂・休憩室など、工賃向上に直接的に関係しない部分に係る費用は除く。

<設備整備>

- ・ 機械装置・工具器具・什器備品の製造、購入、改造に要する経費（設置に伴う据え付け工事費用を含む）
- ・ なお、テレビ・事務机・ソファ・事務用パソコン・メンテナンス費用など、工賃向上に直接的に関係しない設備・備品、ユニフォーム等の被服費、消耗品費は除く

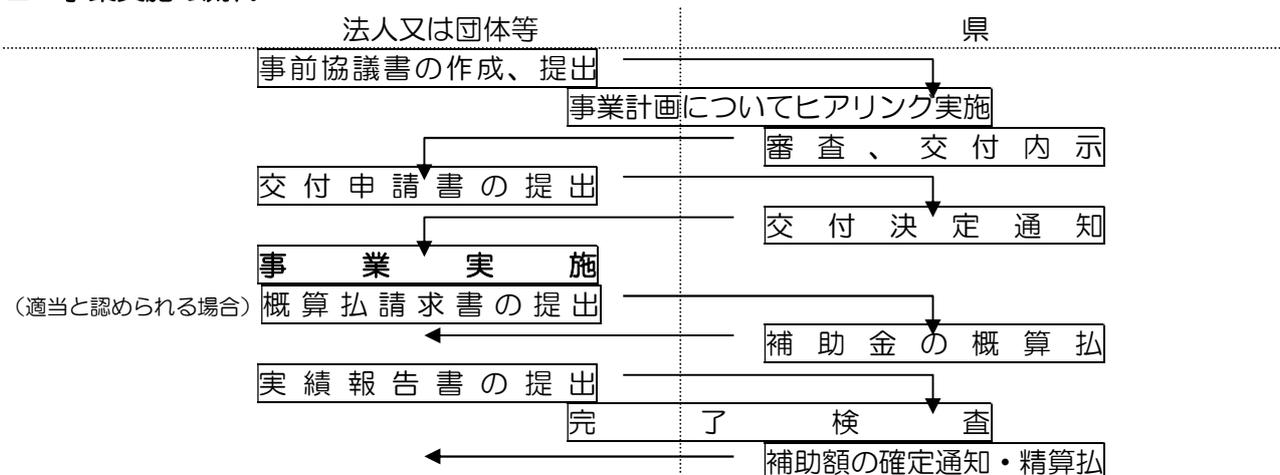
エ 補助限度額 1 法人（団体）上限 7, 500 千円（消費税等は補助対象外）、予算の範囲内（補助率 3 / 4）

オ 事前協議書の提出期間 6月3日（月）～6月14日（金）

カ 留意事項

- ・ 補助金交付決定後に購入・契約等を行うもので、今年度中に設置・支払等が完了するものを補助の対象とします。
- ・ 工賃向上計画の内容等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、申請書記載の事項全てが補助の対象とならない場合があります。

■ 事業実施の流れ



■ 様式等（県障がい福祉課ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shurou/setubi.html>

■ 相談先

補助事業の内容や申請方法等についてアドバイスを受けたい場合は、**島根県障がい者就労事業振興センター**（ホームページ・<http://www.miraiwa.com/yu-make/>）へご相談ください。

（東部）0852-67-2671（西部）0855-22-8677